第二章　復興のための特別の措置

第一節　復興計画に係る特別の措置

（土地改良事業の要件等）

第二条　法第十六条第一項の政令で定める要件は、次の各号に掲げる土地改良事業の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　次号及び第三号に掲げる土地改良事業以外の土地改良事業　土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）第五十条第一項各号（同項第六号及び第七号を除く。第三号において同じ。）のいずれかに該当するものであること。

二　土地改良法施行令第五十条第二項から第七項までに規定する計画に従って行う土地改良事業　当該各項に規定する事業に該当するものであること。

三　土地改良法施行令第四十九条第一項に規定する一体事業　当該一体事業を構成する土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第二条第二項第一号に規定する土地改良施設の新設若しくは変更又は同項第二号、第三号若しくは第七号に掲げる事業がそれぞれ同令第五十条第一項各号のいずれかに該当するものであること。

2　法第十六条第一項の規定により特定被災都道府県が行う土地改良事業についての土地改良法施行令第七十八条の規定の適用については、同条第一項第一号中「法第八十五条第一項、法第八十五条の二第一項又は法第八十五条の三第一項若しくは第六項の申請によって都道府県」とあるのは「大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第十六条第一項の規定により特定被災都道府県（同法第十条第一項に規定する特定被災都道府県をいう。以下この項において同じ。）」と、同項第二号及び第三号中「法第八十五条第一項、法第八十五条の二第一項又は法第八十五条の三第一項若しくは第六項の申請によって都道府県」とあるのは「大規模災害からの復興に関する法律第十六条第一項の規定により特定被災都道府県」とし、同項第六号の規定は、適用しない。

（地籍調査に要する経費）

第三条　法第二十条第八項の規定により特定被災都道府県及び特定被災市町村が負担する地籍調査に要する経費は、次に掲げる作業に要する費用で、調査地域の面積、調査作業の難易その他の事情を考慮して国土交通大臣が定める基準によって算定したものとする。

一　一筆地調査

二　地籍図根三角測量

三　地籍図根多角測量

四　地籍細部測量

五　空中写真の撮影

六　空中写真の図化

七　地積測定

八　地籍図及び地籍簿の作成

（届出対象区域内において届出を要する行為等）

第四条　法第二十八条第四項本文の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一　建築物その他の工作物の移転

二　建築物その他の工作物の用途の変更

2　法第二十八条第四項第一号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一　次に掲げる土地の区画形質の変更

イ　次号に規定する建築物その他の工作物の新築、改築、増築又は移転の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更

ロ　既存の建築物その他の工作物の管理のために必要な土地の区画形質の変更

ハ　農林漁業を営む者のために行う土地の区画形質の変更

二　階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造の建築物その他の容易に移転し、又は除却することができる建築物その他の工作物の新築、改築、増築又は移転

三　前号に規定する建築物その他の工作物の用途の変更

四　前三号に掲げるもののほか、法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

（収用委員会に対する裁決の申請）

第五条　法第三十四条第四項の規定により土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条第二項の規定による裁決を申請しようとする者は、内閣府令で定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した裁決申請書を収用委員会に提出しなければならない。

一　裁決申請者の氏名及び住所

二　相手方の氏名及び住所

三　復興整備事業（法第三十一条第一項に規定する復興整備事業をいう。）の種類（復興計画を作成し、又は変更する場合にあっては、その旨）

四　損失の事実並びに損失の補償の見積り及びその内訳

五　協議の経過

（復興計画の作成に関する権限の委任）

第六条　法第十二条第二項及び第三項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第十三条第五項及び第六項（これらの規定のうち都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項及び第二項の国土交通大臣の認可に関する事項に係る部分に限る。）、第十八条第九項並びに第二十条第二項及び第三項に規定する国土交通大臣の権限は、地方整備局長又は北海道開発局長に委任する。

2　法第十三条第一項及び第二項に規定する農林水産大臣の権限は、地方農政局長に委任する。

3　法第十三条第五項及び第六項に規定する環境大臣の権限は、地方環境事務所長に委任する。

第二節　都市計画の特例

（技術的読替え）

第七条　法第四十二条第四項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える都市計画法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十条第一項	関係市町村長	関係都道府県知事及び関係市町村長

第八条　法第四十二条第五項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える都市計画法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十条第一項	都道府県にあつては関係市町村長に、市町村にあつては都道府県知事に、	関係市町村長に
第二十二条第一項において読み替えられた第二十条第一項	都府県知事に	関係市町村長に

第九条　法第四十二条第六項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える都市計画法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十条第一項	都道府県知事	関係都道府県知事及び関係市町村長
第二十二条第一項において読み替えられた第二十条第一項	国土交通大臣にあつては関係都府県知事及び関係市町村長に、市町村にあつては国土交通大臣及び都府県知事に、	関係都府県知事及び関係市町村長に